

難病療養者 通院助成事業のご案内

〔事業内容〕

難病療養者が難病の治療のために飛騨地域外の指定医療機関に通院する場合、通院1回につき4,500円(月4回まで)を助成します。

飛騨地域とは・・・高山市・飛騨市・下呂市・白川村

〔対象者〕

高山市に住民登録のある18歳以上で在宅生活をされている方のうち、指定難病に罹患され、指定医療機関へ通院されている方。

指定難病とは・・・

「難病の患者に対する医療等に関する法律」第5条第1項に規定されている難病

指定医療機関とは・・・

「難病の患者に対する医療等に関する法律」第14条第1項に規定する指定医療機関(薬局を除く)

〔申請方法〕

以下のものをご持参のうえ、福祉課または各支所地域振興課で申請してください。

- 特定医療費(指定難病)医療受給者証または診断書
- 指定医療機関等が発行した医療費の領収書
- 身分証明書(運転免許証、障害者手帳、保険証、マイナンバーカードなど)
- 助成金の振込先がわかるもの(通帳など)
- 申請書(福祉課または各支所地域振興課の窓口にあります。)

〔助成金の支払い〕

助成(または却下)の決定後、指定口座に助成金を振込みます。

〔その他〕

指定難病以外の難病に罹患されている場合は、福祉課までお尋ねください。

<お問い合わせ先>

〒506-8555

高山市花岡町2丁目18番地

高山市役所 福祉部福祉課 福祉・障がい係

電話 0577(35)3356 FAX 0577(35)3165